

八頭町森林・林業ビジョン



徳丸駅から眺めた遠見山（標高 805.9m）

令和 2 年 1 0 月
八 頭 町



八頭町マスコットキャラクター
「やずぴよん」

目 次

1 ビジョン策定の趣旨

- (1) ビジョン策定の背景・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) ビジョンの位置づけと役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 八頭町の概要と歴史

- (1) 八頭町の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 八頭町の林業の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ◎レーザ航測の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3 八頭町の森林・林業の現状と課題

- (1) 森林の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 現状と課題
 - 表 1 森林面積の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - 図 1 林種別割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 図 2 人工林の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 表 2 標準伐期齢別森林構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 表 3 齢級別森林構成(スギ、ヒノキ)・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 図 3 齢級別森林構成(スギ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 図 4 齢級別森林構成(ヒノキ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - 表 4 森林の蓄積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 林業経営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 現状と課題
 - 表 5 森林所有者数及び面積と不在村所有者の割合・・・・・・・・ 11
 - 表 6 森林所有者の所有規模別区分・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 表 7 一筆の面積規模区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 表 8 森林経営計画認定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 表 9 経営計画認定面積の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 表 10 認定団地の継続率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 表 11 年度別の認定団地数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

(3) 林業就業者	14
○現状と課題	
図5 林業就業者数(鳥取県)	14
図6 林業就業者数(八頭町)	14
(4) 林内路網	15
○現状と課題	
表12 作業道路線数と延長の推移	15
表13 林道の現況	15
表14 林道の将来計画	15
(5) 森林整備(間伐)と素材生産	16
○現状と課題	
表15 間伐面積の推移	16
表16 素材生産量の推移	16
表17 樹種別素材生産量	17
表18 用途別素材生産量	17
表19 竹林整備面積	17
(6) 木材の利用	18
○現状と課題	
図7 木造住宅着工戸数と床面積の推移	18
表20 公共建築物での地域材利用実績	19
(7) 特用林産物	19
○現状と課題	
表21 特用林産物生産状況	20
図8 生シイタケ生産量の推移	20
図9 タケノコ生産量の推移	20
(8) 鳥獣・森林病虫害被害	21
○現状と課題	
表22 鳥獣別農作物被害状況	21
表23 鳥獣別捕獲状況	21
表24 松くい虫被害量推移(八頭局管内)	21
表25 ナラ枯れ量被害推移	21
(9) 森林・林業教育	22
○現状と課題	
表26 みどりの少年団活動状況	22
表27 企業参画活動状況	22
【課題まとめ】	23

1 ビジョン策定の趣旨

(1) ビジョン策定の背景・目的

近年、我が国では過疎・高齢化等による人口減少が顕著になってきている中、木材価格の低迷、林業の担い手不足や森林境界の不明等で森林所有者の森林整備に対する経営意欲等も低下し、十分に管理できていない森林が増えています。

こうした背景のもと、平成30年5月に森林経営管理法が公布され、森林所有者の森林管理の責務が明確化されるとともに、翌年の平成31年4月から、森林経営管理制度がスタートしました。また、この新たな制度の創設と併せ、平成30年の政府税制大綱で平成31年度から森林環境税及び森林環境譲与税が導入され（森林環境譲与税は令和元年度から譲与開始、森林環境税は令和6年度から徴収開始）、我が国の森林・林業は転換点を迎えてつつあります。

こうした状況の中、平成30年には本町を含めた県東部千代川流域の1市4町の市町と県、林業関係団体が連携し、千代川流域の森林整備を加速し、素材生産量の倍増を目指して、「千代川流域林業成長産業化推進協議会」が設立されています。さらに令和元年度には八頭郡の森林整備の加速化を図るため、八頭中央森林組合が中心となり、「森林づくり協議会」も設立されるなど、近年は県東部でも森林・林業について未来を見据える機運が高まりつつあります。

私たち八頭町民も、かつては森林と深く関わり薪・炭や柴刈り、キノコ・山菜採取など生活の糧を得ていましたが、生活様式の変化により次第に森林との関わりが希薄になりました。一方、森林は木材や林産物を生産するだけでなく、水源林や土砂災害防止、野生動植物の生活の場となるなど様々な働きを果たしており、その役割が見直されています。私たちは今こそ、この豊かな森林を次世代に継承していくことを目的としてビジョンを持つ必要があります。

本ビジョンは、森林及び林業や木材に係る現状や課題を整理し、目的の達成に向け、方向性を定めるために策定しました。

このビジョンに基づき、森林環境譲与税の活用を図り、森林整備の加速化、林業就業者の育成・支援、地域材の利用促進、森林整備の必要性の普及啓発などに取組み、森林の適切な管理や林業の活性化等を図っていきます。

また、SDGsの理念に基づき、ビジョンにおける取組みを通じて持続可能な地域社会実現へ貢献します。

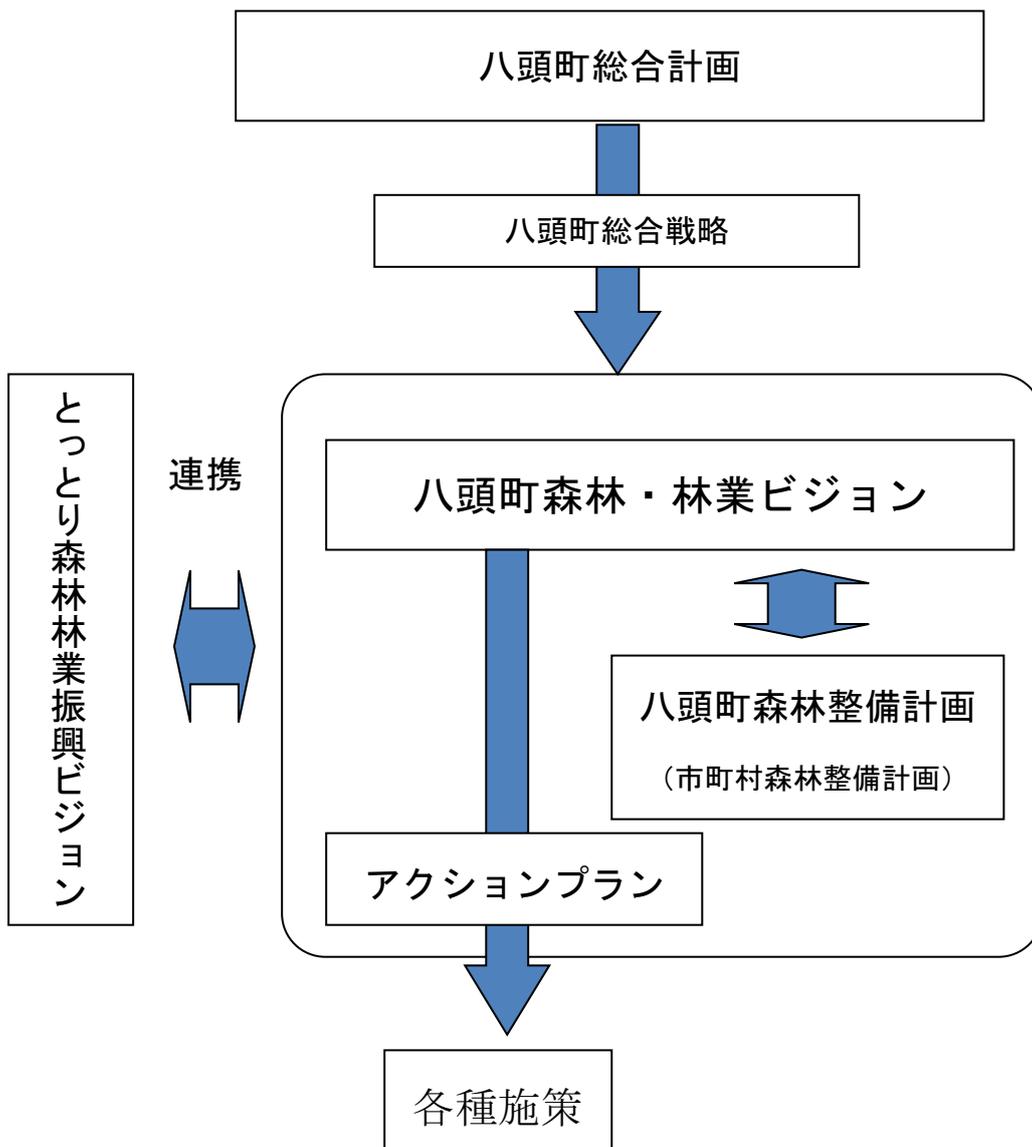
(2) 計画期間

本ビジョンは、豊かな森林の継承を目的に、期待される未来に近づくことを目標とし、計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

概ね計画開始から5年後（令和7年度）に現状分析を行い、方針・取組内容の見直しを行います。

(3) ビジョンの位置づけと役割

本ビジョンは、「八頭町総合計画」や「八頭町総合戦略」で示された方針を踏まえ、本町の林業事業の課題を分析し、今後の施策の方向性を示すものであります。さらに詳細な取組み内容はアクションプランで別途定めます。



2 八頭町の概要と歴史

(1) 八頭町の概要

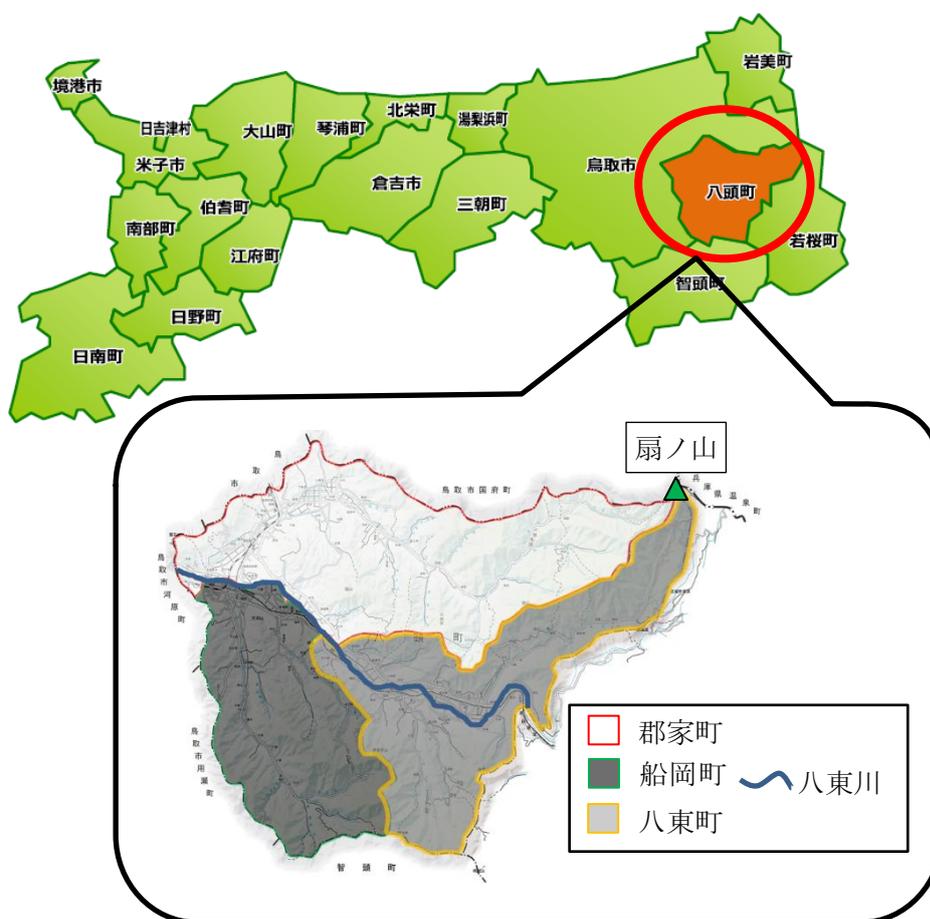
本町は、平成17年3月31日に郡家町、船岡町、八東町が合併して「八頭町」が誕生しました。鳥取県の南東部に位置し、東は若桜町、北及び西は鳥取市、南は智頭町にそれぞれ接しており、面積は鳥取県内19市町村の中で6番目に大きい206.71km²です。

周囲には日本三百名山にも数えられる扇ノ山（標高1,310m）を始めとする1,000mを超える山々に囲まれており、これらを源流とする大小多数の河川が合流して八東川となり、さらに千代川を経て日本海へ注いでいます。

この八東川の流域の平野では、古くから農業が盛んで、現在も稲作を中心に梨・柿・りんごなどの果樹栽培も盛んに行われています。

気温は、年間平均気温が13.2℃、年間降水量は2,137mmとなっており、季節によつての寒暖の差が大きく、冬には数十センチから多い地域では2メートルの積雪となります。

図 本町の位置



(2) 八頭町の林業の歴史

^{こおげ} (郡家地域)

私都地区は山林が広く、林家も多いことから、林産物も豊富でした。

林家は経営規模が小さく、大半が農業のかたわら、山の仕事をしていました。

大正初期には、八頭郡木炭同業組合が設立され、品質の向上に努めることで、私都炭として大いに名声を博し、山村の最大の収入源となりました。しかし、化石燃料が台頭してくると、需要が著しく減退し、生産されなくなっていました。

これと似た運命を辿ったものにミツマタ栽培があります。上私都地区では、古くから因州和紙の原料として栽培された重要な産物でした。しかし、果樹園の増加、造林事業の普及によって、昭和 35 年頃から減少の一途を辿っています。

戦後、荒廃した森林を復興するため、郡家地域内でも造林が盛んに進み、多い年には 100ha もの造林が行われた記録も残っています。

製材業においては、20 世紀梨栽培の拡大に伴い、出荷用資材の木箱、木毛^{もくもう}の需要が急速に増加しました。特に木毛は町内で 6 カ所の工場が操業していましたが、段ボール箱やトレイパックに取って代わられると、1970 年代前半で木毛工場は転廃業が続き、1975 年には町内では見られなくなりました。

これらの要因から、他産業との所得格差が広がっていき、より安定的な高収入を得るために若者を中心に会社勤務に就く林家が増加していきました。

^{ふなおか} (船岡地域)

江戸時代、船岡地域は緑豊かな森林で覆われ、竹林も豊かで特に奥部の村々にとって森林資源は大切な収入源でした。山の木は建築用の材木や炭・薪として、水運を利用し船岡地域を経由して鳥取へ運搬されていました。

また、山は農業とも繋がっており田畑の肥料や牛馬の飼料として山野の草も使用されていました。近代に入ると、大正末期頃に動力製材機による製材工場が作られ始め、戦後は大型機械を導入した製材所が稼働する状況となりました。

造林事業は、人工林の造林が戦後盛んとなり、昭和 40 年頃には大江集落の財産区有林を中心に森林公団や県との分収造林が相当の面積で行われました。

特用林産物関係では、大正から昭和初期頃までは、大江谷のタケノコが鳥取市場で出回り量の 7~8 割を占めていました。さらに、戦後には需要の高まりと自動車による輸送効率の向上から缶詰加工場ができ、出荷されるようになりました。

終戦後、シイタケは人工栽培が普及し、大江谷で企業的に栽培され生シイタケが鳥取市場、乾燥シイタケとして大阪市場に出荷されるようになりましたが、後継者不足等により生産量が減少しています。一方、昭和 40 年代から菌床キノコ

の工場生産が相次いで開始され、現在、「有限会社北村きのこ園」ではエノキタケ・エリンギ、「有限会社^{さんすい}三翠きのこ園」ではナメコ、「^{いなば}因幡しめじ」ではブナシメジが生産されています。

（^{はつとう}八東地域）

江戸時代、八東地域の森林は鳥取藩によって管理されており、山番所が^{ささき}佐崎におかれていました。宝暦6年（1756年）までは耕地が減らないよう新植は禁止されていましたが、法の改正後、大いに造林を奨励するようになりました。造林については、生活困窮者の救済の意味もあり、植付に従事した生活困窮者には実績に応じ米が支給されました。苗作りは茂谷、^{ひだ}日田、^{かじや}佐崎、鍛冶屋、三浦で古くから行われていました。明治、大正初期には、杉穂を求めて遠く智頭の沖ノ山まで出かけて採集していました。

木炭の生産は、^{さいたい}才代、岩渕、三浦、柿原、^{なか}細見、^{めがの}中、妻鹿野が主産地でした。木材、薪炭等の出荷運送は河川を利用し筏組みによって八東川を下り運搬していました。

また、木地碗等を製作する木地師が細見谷等に天保4年（1833年）頃まで在住していたことが記録に残っています。細見谷には良材が多く、大正初期には木管製作工場が誕生しましたが、残念なことに開所間もなく閉鎖されました。

戦後になると、スギ・マツ・ヒノキの植林も行われ、昭和30年代には10以上の木材加工所が展開していましたが、外国産材の流通や国産材価格の低迷から、平成16年度には3事業所まで減少してしまいました。

（近年の動き）

平成24年から開始された森林経営計画制度に基づき、本町に本拠を置く八頭中央森林組合が中心となり管内の施業集約化に努め間伐搬出量を大幅に増大させました。その成果が評価され、平成28年の農林水産祭において天皇杯を受賞したことで集約化のトップランナーとして全国的な注目を浴びています。

平成27年3月には^{かみみねでら}上峰寺地内に山陰丸和林業株式会社八頭事業所が操業開始し、年間約3万tのチップを製造し各地のバイオマス発電所へ出荷しています。

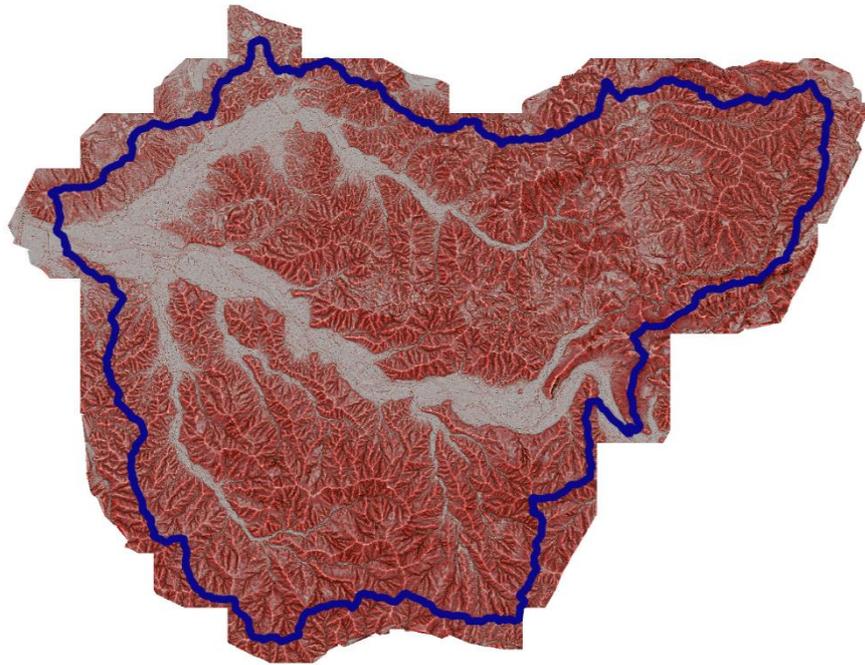
平成30年には県内他市町村に先駆けて町内全域のレーザ航測が実施されました。解析は令和元年度末に完了し、町内全域の詳細な森林情報の把握が可能となりました（次ページ参考）。

◎レーザ航測の成果

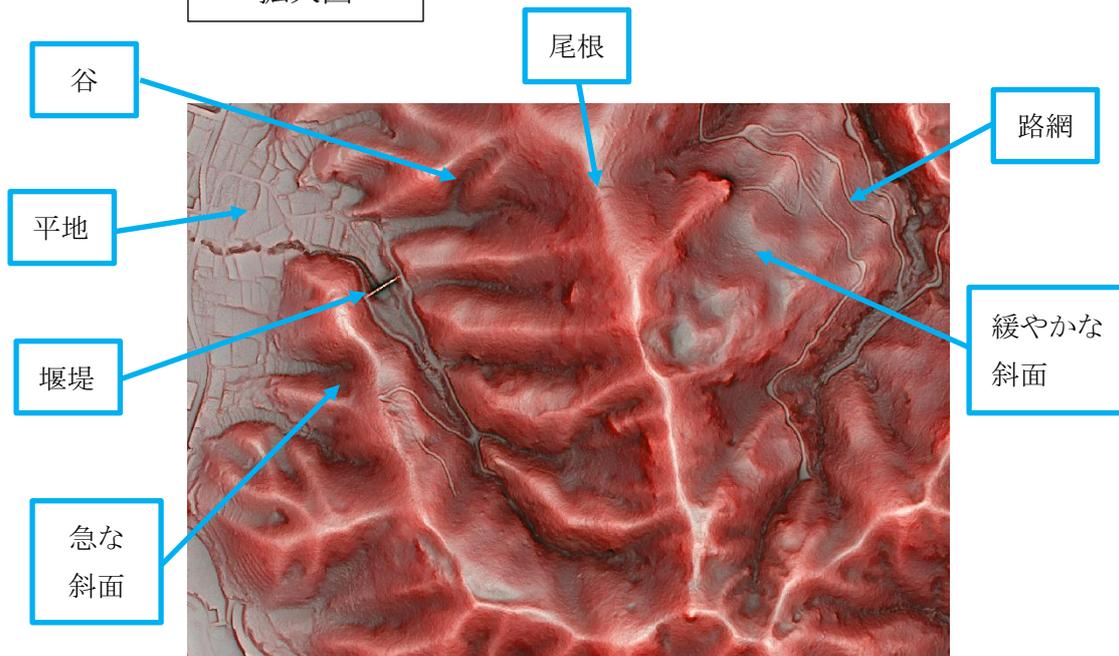
赤色立体図（微地形表現図）

従来の地形図では分からない微地形を直感的に理解できます。尾根や平坦地は白く、谷は黒く、傾斜地は傾斜がきついほど赤が濃く見えます。

八頭町全図

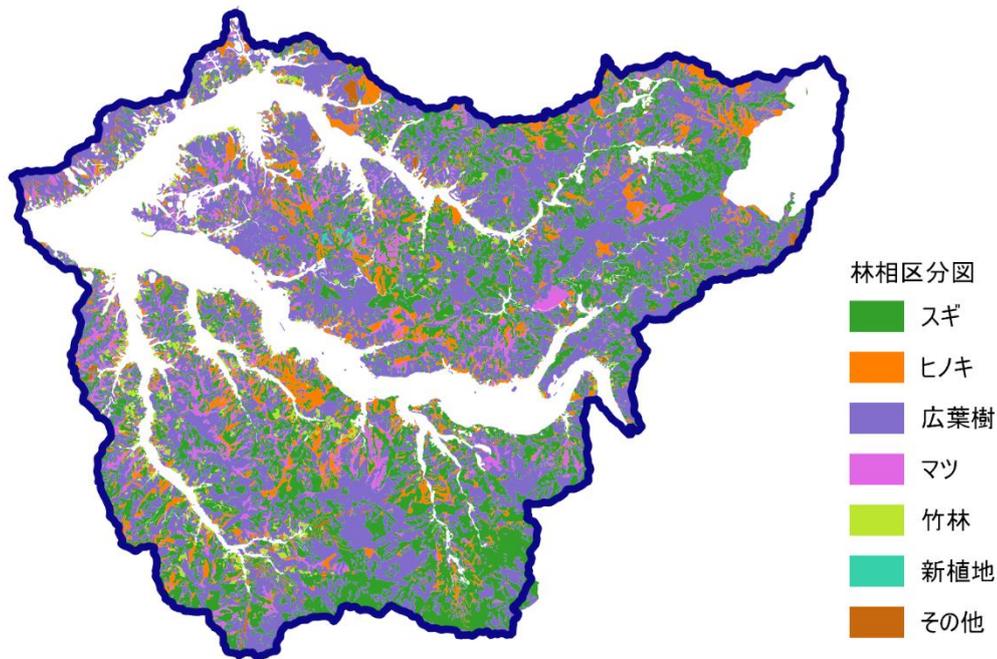


拡大図



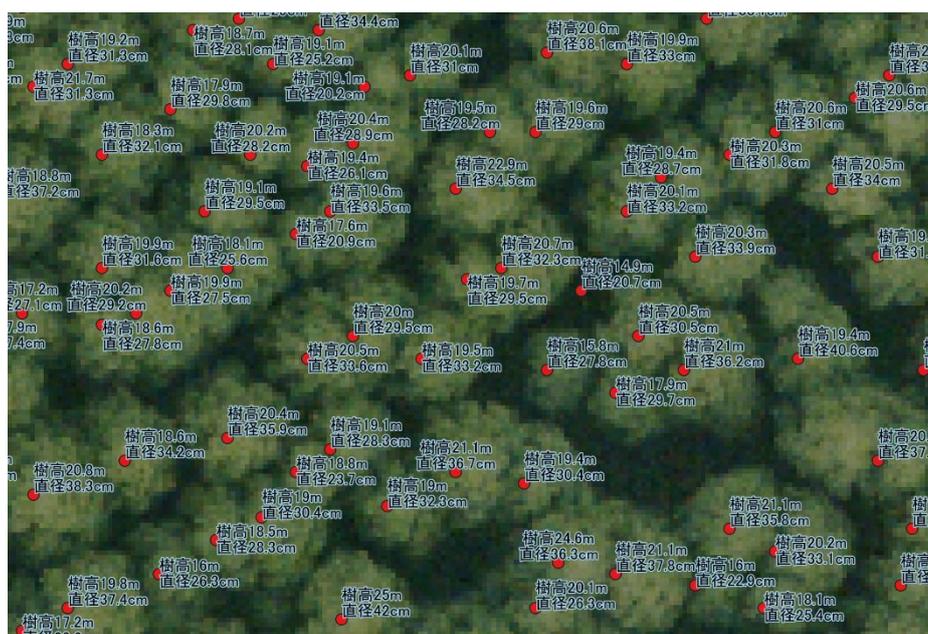
林相区分図

森林を林相（樹木の種類）ごとに色分けした図です。正確な林相が把握できたことで精度の高い森林整備の計画が可能となります。なお、空白部分は市街地及び耕作地か国有林・官行造林のため解析対象外の区域です。



樹頂点

赤い点がそれぞれ樹木の頂点の位置を表しています(航空写真との重ね合わせ)。樹頂点は樹高や胸高直径などの情報を持ち、資源量を詳細に把握できます。



3 八頭町の森林・林業の現状と課題

※本ビジョンに掲載する各種データは出典の違いにより合計値に齟齬がある場合があります。

※データは特に断りのない限り本町のみの数値です。

(1) 森林の現況

○現状

森林面積は16,557haであり、町面積の80.1%を占めています(表1)。そのうち私有林面積が15,743haで、約半数の8,065haが人工林です(表1)。

人工林の内訳は、スギ5,824ha、ヒノキ1,642ha、マツ類553haであり、スギの植林地が多くなっています(表1、図1、図2)。

また、人工林の齢級配置は、主な保育対象森林となる7齢級以下の森林面積(スギ、ヒノキ)が1,202ha(人工林の15%)と少ない一方で、8齢級以上の森林面積(スギ、ヒノキ)は、6,262haと人工林の78%を占めており、戦後に拡大造林された人工林資源が、利用可能な時期を迎えています(表2、表3、図3、図4)。加えて、スギ・ヒノキの蓄積量は約363万m³となっており十分に利用可能な量が存在しています(表4)。

○課題

齢級構成の不均衡が課題となっており、このまま推移していくと、大径木ばかりが増え、将来収穫できる加工に適した直径の木材も減少し、持続可能な林業経営が難しくなります。そのため、伐って植えて育てるといった循環型の林業経営を推進していく必要があります。

表1 森林面積の内訳

(単位：ha)

私有林				天然林	竹林	その他	国有林	総計	総土地面積
人工林			広葉樹						
スギ	ヒノキ	マツ類							
5,824	1,642	553	46	7,294	242	142	814	16,557	20,671

(資料：平成30年度鳥取県林業統計、鳥取県森林簿)

図1 林種別割合

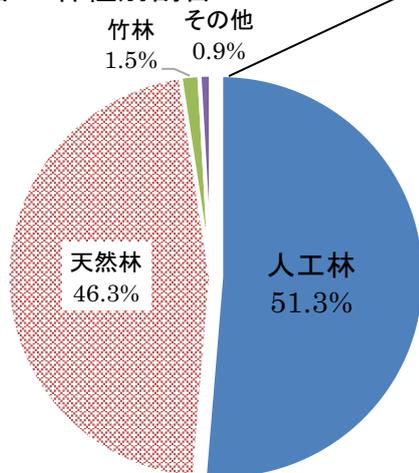


図2 人工林の内訳

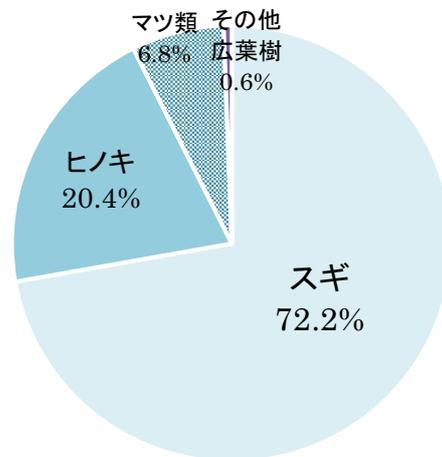


表2 標準伐期齢別森林構成

(単位：面積 ha、蓄積 m³)

	針葉樹						広葉樹	
	スギ		ヒノキ		その他		面積	蓄積
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積		
標準伐期齢以上	5,141	2,830,853	456	170,745	1,251	373,845	6,570	685,100
標準伐期齢未満	683	221,032	1,186	269,693	11	1,030	35	1,231
計	5,824	3,051,885	1,642	440,438	1,262	374,874	6,605	686,330

(資料：平成30年度鳥取県林業統計)

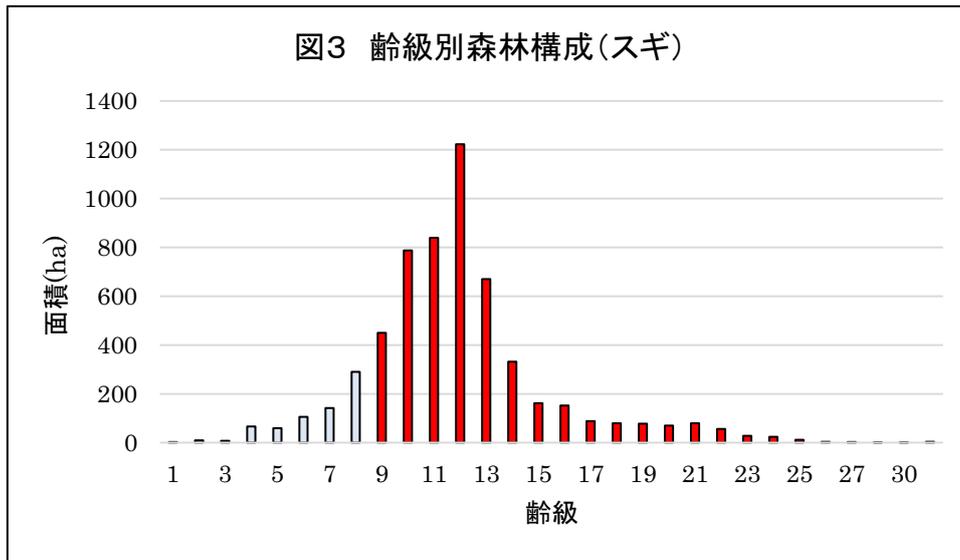
(注) 標準伐期齢は、八頭町森林整備計画で「スギ：40年」、「ヒノキ：45年」に定めている

表3 齢級別森林構成 (スギ、ヒノキ) ※標準伐期齢以上を別フォント・赤字で表示

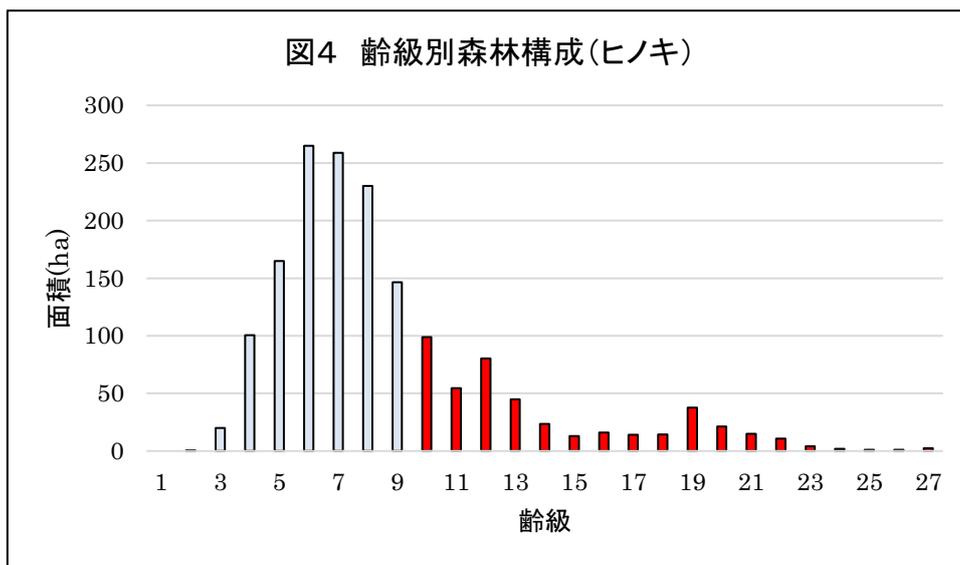
(単位：ha)

	1-3 齢級	4-6 齢級	7 齢級	8 齢級	9 齢級	10 齢級	11 齢級以上	総計
スギ	19.62	231.41	141.85	290.15	449.99	787.73	3,902.96	5,823.71
ヒノキ	20.60	530.35	258.81	230.08	146.48	98.94	356.63	1,641.89
計	40.22	761.76	400.66	520.23	596.47	886.67	4,259.59	7,465.60

(資料：鳥取県森林簿)



(※標準伐期齢以上は濃赤色で表示)



(※標準伐期齢以上は濃赤色で表示)

表4 森林の蓄積

(単位: m³)

人工林				天然林	竹林
スギ	ヒノキ	マツ類	その他		
3,182,353	449,460	151,223	3,421	905,476	424,499

(資料: 鳥取県森林簿)

(2) 林業経営

○現状

森林所有者数は5,430人で所有する面積は約9,200haとなっています(表5)。所有者のうち、住所が町外にあるいわゆる不在村所有者は1,048人(19.30%)、面積は1,244ha(13.53%)となっています(表5)。

また、各森林所有者の所有面積規模のうち、人数で見れば、所有面積1ha未満が3,920人(72.19%)で最多ですが、面積で見れば所有面積10ha以上の者が最も多く4,308.8ha(46.86%)を占めています(表6)。

一方、筆数では、町内に25,265筆が存在し、筆面積1ha以下の小面積筆が23,499筆(93.01%)を占め、面積でも3,734.6ha(40.61%)と筆数・合計面積共に最も多く、合計面積でも筆面積1ha以下の筆が最も多い状況です(表7)。

また、人工林が適切に管理されていると言える森林経営計画が認定されている割合(認定率)は令和2年4月1日現在で約18%となっています(表8、表9、表10、表11)。

○課題

不在村所有者の占める割合は、全国平均(約25%)より低い状況ですが、一般的には町内在住者に比べ管理意欲の低下や所在不明に繋がる可能性が高いと言われており対応が必要です。

森林の所有は、少数の大規模所有者が多くを占めるものの、一つ一つの筆は小面積で細分化していることが推察されます。こうした所有森林の細分は、集約化が進まない原因と考えられます。また、町内の地籍調査率も半分程度であり(51%)、境界未定地の存在が集約化への足かせとなっています。

なお、森林経営計画の策定率が年々下がっており、引き続き受委託への支援等が必要です。こうした状況は、森林経営管理制度の推進にあたっては課題となります。

表5 森林所有者数及び面積と不在村所有者の割合

森林所有者数(人)	うち住所が町外の者(不在村所有者)	
	人数(人)	割合
5,430	1,048	19.30%
私有林面積(ha)	面積(ha)	割合
9,195.7	1,244	13.53%

(資料：八頭町林地台帳)

※注：地目が山林・保安林のものを抽出。実際は地目が原野・田・畑等でも森林となっている場所が多く、地籍調査未実施の筆の面積が現実の面積と乖離しているため、他の統計に比べ森林面積が少なくなっています。

表6 森林所有者の所有規模別区分

所有面積の規模	人数		合計面積	
	人数(人)	割合	面積(ha)	割合
10ha以上	143	2.63%	4,308.8	46.86%
5～10ha	188	3.46%	1,306.5	14.21%
4～5ha	107	1.97%	478.0	5.20%
3～4ha	136	2.50%	470.8	5.12%
2～3ha	266	4.90%	647.3	7.04%
1～2ha	670	12.34%	956.9	10.41%
1ha未満	3,920	72.19%	1,027.4	11.17%
総計	5,430	100%	9,195.7	100%

(資料：八頭町林地台帳)

※注：表5と同じ

表7 一筆の面積規模区分

筆面積の規模	筆数		合計面積	
	筆数(筆)	割合	面積(ha)	割合
10ha以上	79	0.31%	1,631.8	17.75%
5～10ha	136	0.54%	966.5	10.51%
4～5ha	56	0.22%	249.0	2.71%
3～4ha	134	0.53%	458.5	4.99%
2～3ha	263	1.04%	641.2	6.97%
1～2ha	1,098	4.35%	1,514.1	16.47%
1ha未満	23,499	93.01%	3,734.6	40.61%
総計	25,265	100%	9,195.7	100%

(資料：八頭町林地台帳)

※注：表5と同じ

表 8 森林経営計画認定状況 (R2.4.1 現在)

人工林 (スギ・ヒノキ) 面積 (ha)①	認定計画面積 (ha)	認定計画率 (%)
5,793	1,040	17.95%

※注：公社、公団は除く

表 9 経営計画認定面積の推移

		②森林経営計画 認定面積 (うち人工林面積) 単位：ha	森林経営計画 認定率 ②/①
認定期間中 (R2.4.1 現在)		1,040	17.95%
認定期間終了	(R 元年度末)	1,578	27.24%
	(H30 年度末)	2,835	48.94%
	(H29 年度末)	2,755	47.56%
現在までの延べ面積		3,633	62.71%

表 10 認定団地の継続率

区 分	団地数
認定期間中	19
うち認定期間終了後 継続したもの (A)	9
認定期間終了団地 (H24・25・26 認定) (B)	48
累 計	67
継続率 (A) / (B)	18.8%

表 11 年度別の認定団地数

(単位：団地)

認 定 年 度									
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	計	うち認定 期間終了
27	9	12	3	3	5	5	3	67	48

※注：認定期間終了団地は、H24～H26 年度に認定した団地

(表 8～表 11 資料：八頭町役場産業観光課調べ)

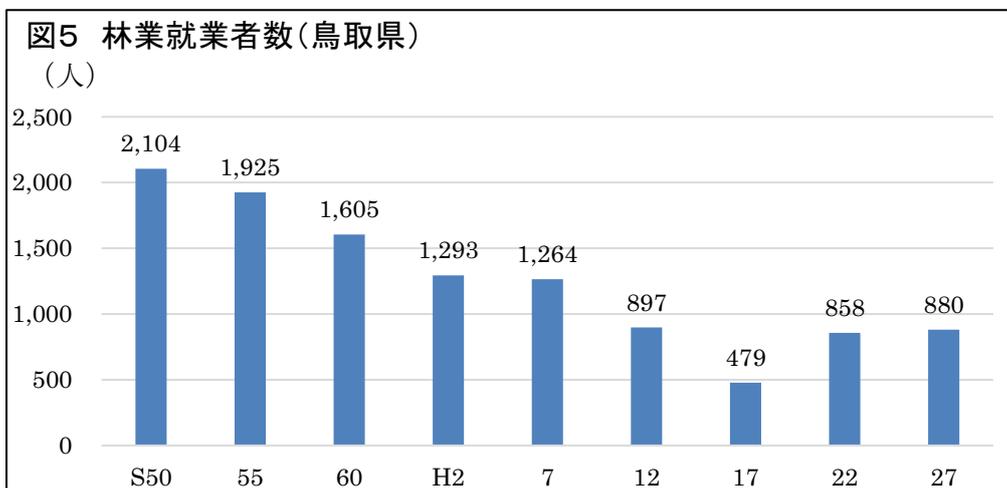
(3) 林業就業者

○現状

林業就業者は統計のある昭和50年以降、県内、本町とも減少傾向でしたが、平成22年(2010年)以降回復傾向にあります(図5、図6)。

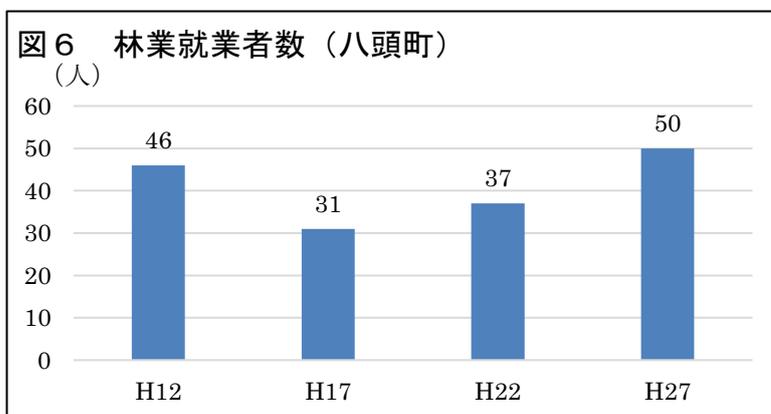
○課題

平成22年以降増加したのは、統計の集計方法(平成17年(2005年)まで多角経営を行う森林組合就業者が林業就業者に加算されず)の変更のためと考えられますが、八頭中央森林組合は変更前より集計されていたと考えられるため、回復傾向であることは間違いありません。今後、森林整備を推進するためには事業量に見合った就業者のみならず高度な技術者の確保が必要です。



(資料：国勢調査)

※注：国勢調査における「林業(就業者)」とは、山林用苗木の育成・植栽、木材の保育・保護、林木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の収集及び林業に直接関係するサービス業務並びに野生動物の狩猟等を行う事業所に就業する者で、調査年の9月24日から30日までの一週間に収入になる仕事を少しでもした者等をいう。なお、平成19(2007)年の「日本標準産業分類」の改定により、平成22(2010)年のデータは、平成17(2005)年までのデータと必ずしも連続していない。



(資料：国勢調査)

※注：同上

(4) 林内路網

○現状

作業道の作設路線及び延長は、年による変動があるものの着実に増加しています(表1 2)。林道延長は、前年より560m増加しています(表1 3)。

○課題

林道延長及び密度は、将来計画の半分にも達していない状況です(表1 4)。林道は、施業地へのアクセスに必要で、路網密度は、搬出コストに直結するため、森林の集約化と効率的な施業実施のためには、林業専用道規格相当以上の基幹林道とそれに付随する森林作業道の作設が不可欠です。

表1 2 作業道路線数と延長の推移 (延長単位：m)

H25		H26		H27		H28		H29	
路線	延長								
54	37,715	40	34,719	39	51,741	14	14,934	36	32,489

(資料：平成30年度鳥取県林業統計)

表1 3 林道の現況 (H29年度)

林道延長 (m)	公道延長 (m)	延長計 (m)	林内道路密度(m/ha)		
			林道	公道	計
73,761	154,853	228,614	4.7	9.8	14.5
(+560)					

(資料：平成30年度鳥取県林業統計)

※注1：公道は、民有林内にあるもの、又は林外にあるものであって林縁から200m以内(ただし、200m以内でも林縁に接近したもの)にあり、森林の整備に資すもの。(ただし、軽車道は含まない)

※注2：括弧内の数字は前年からの変化

表1 4 林道の将来計画

目標林内道路密度 (m/ha)			目標林道延長(m)
林道	公道	計	
11.7	9.9	21.6	183,100

(資料：平成30年度鳥取県林業統計)

※注：目標林内道路密度及び目標林道延長は、平成10年度策定の民有林林道網整備計画による。

(5) 森林整備（間伐）と素材生産

○現状

平成 24 年度から平成 29 年度までの総間伐面積は 1,253ha で、年平均 209ha の間伐が実施されています（表 1 5）。素材生産量は平成 27 年度をピークに落ち込みましたが、近年回復傾向にあります（表 1 6）。樹種別の素材生産量ではスギが最も多くなっています（表 1 7）。用途別では、製材用（A材）が少ない一方で、合板用（B材）、チップ用（C材）の生産が多くなっています（表 1 8）。竹林については町内には 242ha ありますが、平成 20 年からの 10 年間で約 46ha 整備されたのみです（表 1 9）。

○課題

スギ・ヒノキの標準伐期齢以上の人工林面積は 5,600ha あり、15 年に一度間伐するとしても 1 年あたり約 373ha の間伐が必要です。また、シカ食害の懸念もあり主伐はほとんど行われていない状況です。

また、木材卸売り価格は低位で推移しており、山元への利益還元のためには生産・運搬コストの削減や付加価値の向上が必要になります。

竹林整備は、成長が早いため継続的な整備が必要なものの、現在の整備量は十分な量とは言えません。

表 1 5 間伐面積の推移 (単位：ha)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
231	237	212	184	191	198	1,253

(資料：平成 30 年度鳥取県林業統計)

表 1 6 素材生産量の推移 (単位：m³)

年度	民有林		国有林	合計
	私有林	公有林等 (公社・公団含む)		
H24	10,400	0	0	10,400
H25	16,000	200	0	16,200
H26	21,000	200	900	22,000
H27	23,300	3,000	0	26,300
H28	13,200	2,800	0	16,000
H29	16,200	2,200	0	18,400

(資料：平成 25 年度～平成 30 年度鳥取県林業統計)

表 1 7 樹種別素材生産量 (平成 29 年度) (単位 : m³)

針葉樹					広葉樹	計
スギ	ヒノキ	マツ	その他	計		
16,400	1,500	100	0	18,000	400	18,400

(資料 : 平成 30 年度鳥取県林業統計)

表 1 8 用途別素材生産量 (平成 29 年度) (単位 : m³)

製材用 (A材)	合板用 (B材)	チップ用 (C材)			その他用	計
		針葉樹	広葉樹	計		
1,800	9,800	6,400	400	6,800	0	18,400

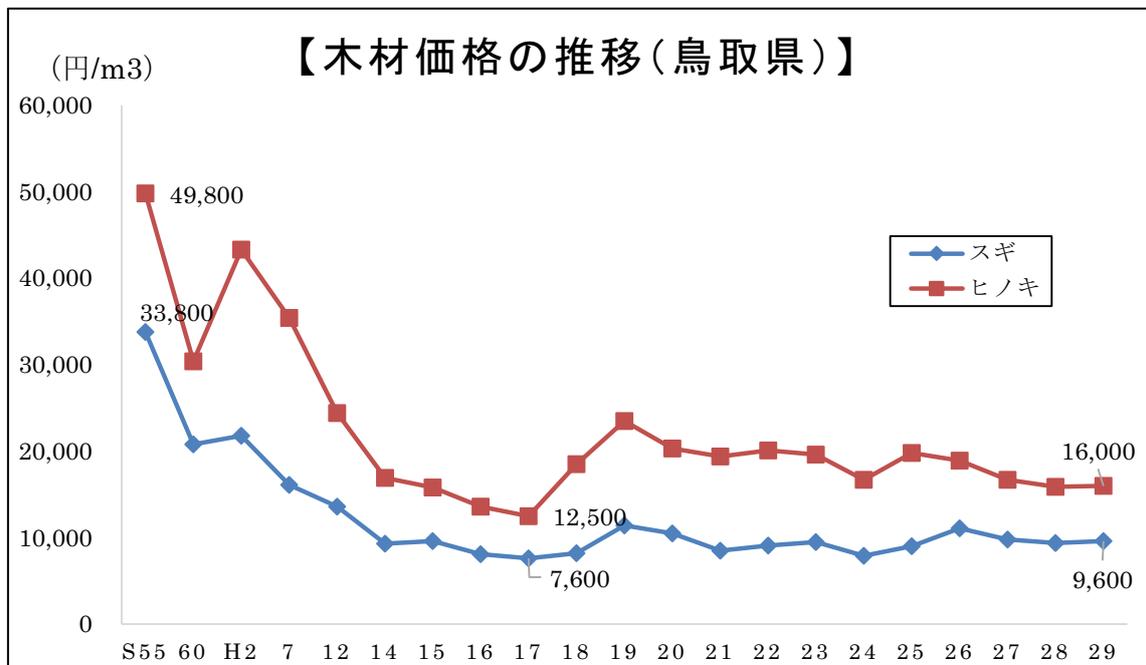
(資料 : 平成 30 年度鳥取県林業統計)

表 1 9 竹林整備面積 (単位 : ha)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
0.97	4.22	6.45	3.64	3.98	5.84	4.25	4.30	5.16	4.12	2.93	45.86

(資料 : 八頭町役場産業観光課調べ)

【参考】 県内の木材卸売価格



(資料 : 平成 30 年度鳥取県林業統計)

(6) 木材の利用

○現状

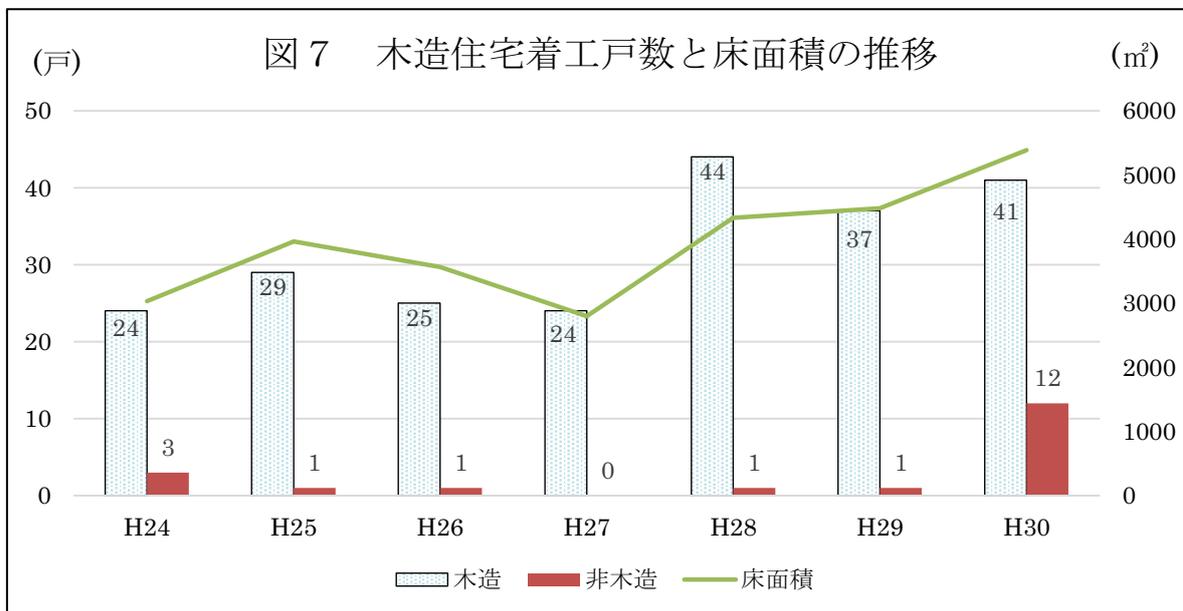
木材利用の中心となる木造住宅の新築着工戸数は、近年は増加傾向にあり、平成30年は41戸、床面積5,389㎡となっています(図7)。木造住宅では一般的に床面積1㎡あたり0.2㎡の木材が使用されているとの調査結果があり、計算上は1,078㎡の木材が使用されたこととなります。

公共施設は、平成23年度から平成28年度にかけて、国庫補助事業により地域材を用いて建築されています(表20)。

○課題

木材の生産量に比較すれば、町内で利用される木材はわずかであり、使用木材が地域材かどうか分からない状況にあります。また、バイオマス燃料については利用を示すデータはなく、利用する施設もないため、個人的な利用に限られている状況にあります。

また、木材使用量の多い公共建築物では大規模な施設建設は一段落しており、当面は大口の需要は見込めない状況です。



(資料：建築着工統計調査)

表 2 0 公共建築物での地域材利用実績 (H23 年度～H28 年度)

年度	建築公共施設名	建築内容	国庫補助 事業名※	木材 使用量(m ³)
H23	万代寺公民館	1 棟 92.17m ²	A	25.19
H24	国中保育所	1 棟 96.12m ²	B	25.30
H24	郡家保育所	1 棟 231.98m ²	B	38.40
H24	姫路集会所	1棟 63.05m ²	A	14.89
H26	郡家東保育所	1棟 1486.74m ²	A	413.18
H26	才代集会所	1棟 227.03m ²	A	49.43
H26	郡家駅コミュニティ施設	1棟 343.289m ²	C	86.92
H28	船岡保育所	1棟 1382.70m ²	A	327.0

※国庫補助事業名

A：森林整備加速化・林業再生事業費補助金

B：森林整備・林業等振興施設整備交付金

C：森林・林業再生基盤づくり交付金

(資料：八頭町役場産業観光課調べ)

(7) 特用林産物

○現状

シイタケ、ナメコ、ブナシメジ、エリンギといったキノコ類が多く生産されており、平成 29 年 (2018 年) 度生産状況は (表 2 1) のとおりとなっています。しかし、生シイタケの生産量は減少傾向となっています (図 8)。タケノコ生産量は豊作年と不作年がありますが、近年の豊作年の生産量は 20,000kg 程度です (図 9)。

○課題

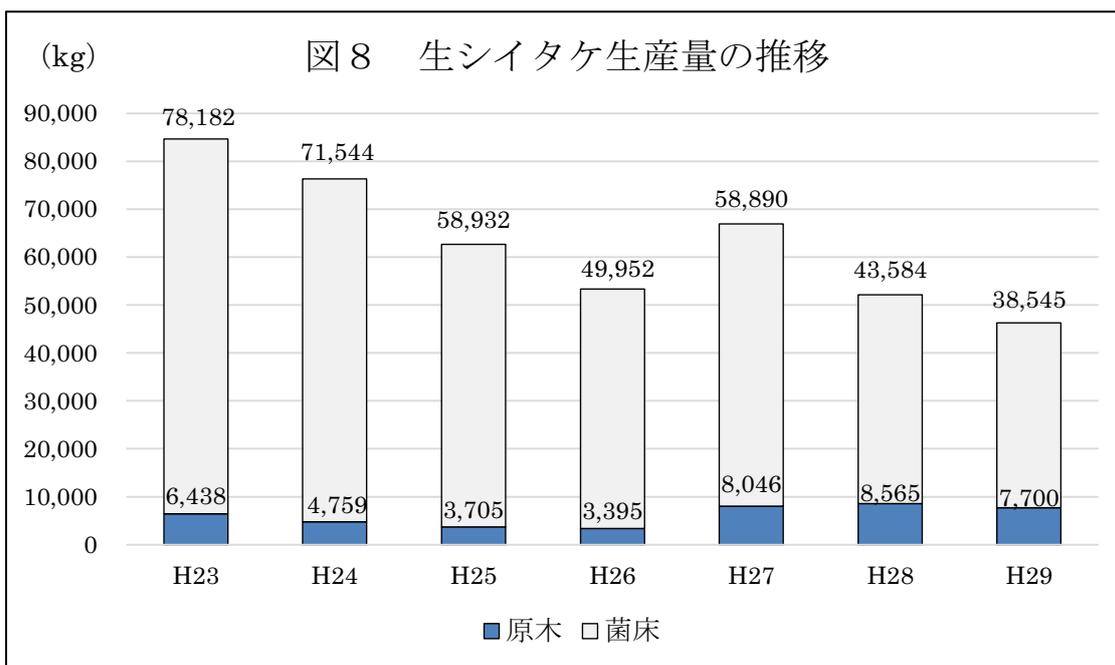
生シイタケをはじめとするキノコ類は本町の特産品であり、生産体制を継続して支援していく必要があります。特に原木シイタケの生産には原木の安定供給が課題です。

加えて、放置竹林の整備を進めることでタケノコ生産林を増やしていくことが重要です。

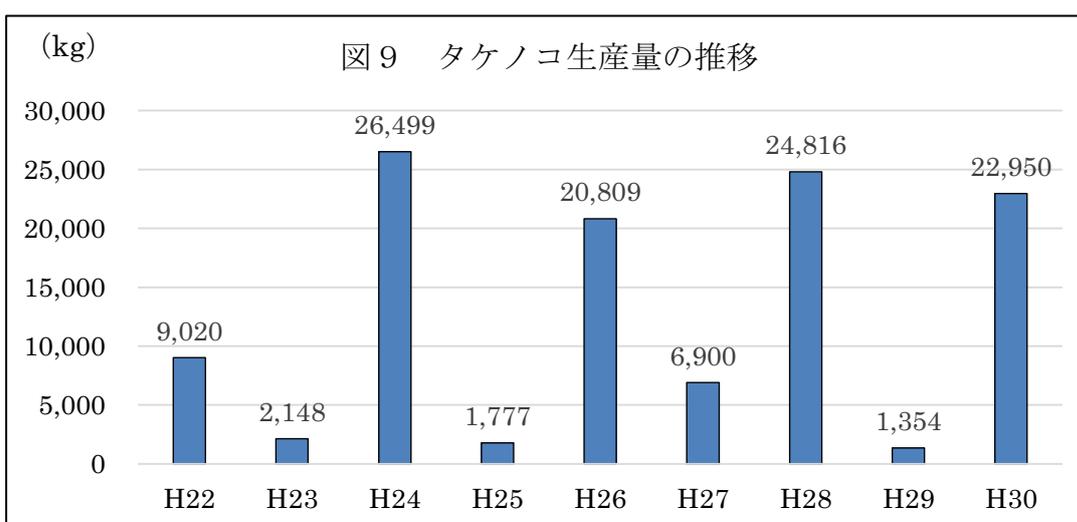
表 2 1 特用林産物生産状況（平成 29 年度）（単位：kg）

シイタケ		ナメコ	ヒラ タケ	マイ タケ	ブナ シメジ	エノキ タケ	エリン ギ	タケ ノコ	竹 炭	
乾	生									
	原木	菌床								
715	7,700	38,545	64,190	100	10	103,000	49,676	397,296	2,250	600

（資料：平成 30 年度鳥取県林業統計、八頭町役場産業観光課調べ）



（資料：平成 24 年度～平成 30 年度鳥取県林業統計）



（資料：八頭町役場産業観光課調べ）

(8) 鳥獣・森林病虫害被害

○現状

近年、林業の鳥獣被害は報告されていないものの、主にイノシシ、シカ等による農作物被害が多発しており深刻な問題となっています(表22)。また、捕獲頭数も近年非常に多い状況です(表23)。

森林病虫害は、近年少ない状況となっています(表24、25)。

○課題

特にイノシシやシカの捕獲頭数や農業被害は高止まりの状況にあり、今後、林業被害増加も懸念されることから、主伐再造林や施業の際には対策が必要となります。

森林病虫害被害は現在低位ですが、今後の注視が必要です。

表22 鳥獣別農作物被害状況(林業被害なし)(H26年度～H30年度)

(単位：千円)

獣名	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
イノシシ	713	1,852	3,105	2,920	1,649
シカ	1,542	807	473	594	1,165
サル	561	340	170	121	227
クマ	746	622	4,322	928	2,204

(資料：八頭町役場産業観光課調べ)

表23 鳥獣別捕獲状況(H26年度～H30年度)

(単位：頭)

獣名	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
イノシシ	649	482	837	301	522
シカ	1,780	2,180	1,699	1,622	1,827

(資料：八頭町役場産業観光課調べ)

表24 松くい虫被害量推移(八頭局管内)

(単位：m³)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
材積	852	878	1,005	888	378	132	71

(資料：平成23年度～平成30年度鳥取県林業統計)

表25 ナラ枯れ被害量推移

(単位：本)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
本数	310	788	79	15	6	8	11	4	12	12

(資料：八頭町役場産業観光課調べ)

(9) 森林・林業教育

○現状

小中学校等では、毎年緑の募金運動に取組み、その募金を財源として花の植栽等を行っています。また、船岡、八東小学校ではみどりの少年団が結成され活動しています（表26）。

一方で、企業が参画した森林整備活動は平成30年度末まで行われてきましたが、現在では継続されていません（表27）。

○課題

小中学校の授業等で森林や林業に触れる機会は少なく、みどりの少年団の年間の活動は限られている状況にあり、森林や林業に興味を持つ子どもも減っていると考えられます。

今後、森林環境教育を充実させ、森林・林業の魅力等を伝える体制の構築が必要ですが、町内に指導できる経験豊富な団体がないことも課題です。

また、企業や町民が参画した森林整備活動も再び取り組む必要があります。

表26 みどりの少年団活動状況 (令和2年3月1日現在)

結成年月日	名称	団員数			活動内容
		男子	女子	計	
H8.5.21	船岡小学校 みどりの少年団	77	62	139	緑の募金運動 花の植栽
S63.10.1	八東小学校 みどりの少年団	73	68	141	緑の募金運動 花の植栽

(資料：八頭町役場産業観光課調べ)

表27 企業参画活動状況

活動名	企業名	活動場所	活動期間	活動内容
とっとり共生の森	NTT 西日本 鳥取支店	八頭町船岡殿地内 (0.72ha)	H25.9～H31.3	竹林整備など

(資料：八頭町役場産業観光課調べ)

【課題まとめ】

- ① 齢級構成の不均衡
- ② 境界不明確と小面積の所有森林
- ③ 森林経営計画策定率の低下
- ④ 林業就業者の確保と育成
- ⑤ 森林整備の遅れと幹線道の不足
- ⑥ 町内における木材利用量の低迷
- ⑦ 特用林産物の生産減少と竹林の荒廃
- ⑧ 林業への鳥獣被害の懸念
- ⑨ 森林林業の教育と指導団体の不足
- ⑩ 町民や企業が参画した活動の不足

※重要な項目は太字で表示

◎森林整備（間伐）の効果

上が間伐前、下が間伐後の写真です。写真を見れば一目瞭然ですが、間伐前の暗い森が間伐により明るい森に変わり、残った木々が伸び伸び成長できるようになりました。



4 基本理念と基本方針

本章では本ビジョンの基本理念となるキャッチフレーズと基本方針の3つの柱を示し、取り組みが達成された後に期待される未来をイメージします。

【基本理念】



繋げよう

もり
八頭の森林を

未来へ



【基本方針】

1 もり 森林を営む

【概要】 持続的で効率的な森林管理を推進していきます

対応課題：①、②、③、⑤、⑦、⑧



【期待される未来の姿】

人工林では、所有者自身が管理できない場合は森林組合等や町に管理を委託しており、ここ15年間で町内の人工林のほぼ全てで施業が実施され、施業地の情報はGISで一括管理されます。施業は間伐のみならず主伐も行われ、森が若返っています。苗木は雪に強い防護柵に守られ順調に育っています。

施業計画の前にはドローンでの確認が当たり前になりました。各種許可もドローンによる写真測量やGPS(GNSS)測量でのオンライン申請が可能となっています。作業道のルート選定もレーザ航測のデータを使うので踏査にかかる時間が大幅に短縮されました。さらに、町と県が共同で作成した危険地形マップをGISで重ね合わせて、危険個所を路網ルートから外していくことで、豪雨による作業道の損壊も減少しました。また、新たな林業専用道の作設が進むことで路網密度も高まり搬出可能な人工林も増えています。高性能林業機械の導入もより一層進み、労働災害も減少するなどの効果が表れています。さらに、レーザ航測のデータを活用することで、町全域の地籍調査の期間短縮が実現し、各種事業がスムーズに進められるようになりました。

広葉樹林でもコナラ・クヌギなどの資源として利用可能な森林では、シイタケ農家等がシイタケの原木の生産を担い原木不足は解消されつつあります。切り株からは新芽が萌え次世代の原木が育っています。さらに所有山林で自家用の薪ストーブ用に薪を伐りだす所有者も見られるようになりました。

竹林では所有者や管理を委託されたタケノコ生産者により整備が進んでおり、町内をドライブすると道路周辺には明るい竹林が目立ちます。

林業経営の難しい人工林では、町による管理の下、暗かった林が明るい天然林に戻りつつあり、新緑も鮮やかです。シカやイノシシ、クマなどの野生動物は、捕獲の継続により適正な生息数に抑えられつつあり、再生した天然林で十分に餌を得られるため人里への出没は減りました。

2 もり 森林の恵みを活かす

【概要】 地域材の利用を推進し、地域資源を活かします

対応課題：⑤、⑥、⑦

SDGs
対応目標



【期待される未来の姿】

木造住宅で地域材を使う場合は補助対象となるため、地域材がよく使われるようになりました。また、公共事業で使う木材も地域材が使われるようになっています。中でも、最近新しく建て替えられた町有施設は地域材がふんだんに使われており、中に入ると木の香りが漂う気持ちのよい空間となっているため、利用する町民の方々にも好評で、木造建築の普及推進に一役買っています。さらに、町内の温水プールでは、加温に地域産材のチップを利用したバイオマスボイラーが使われています。こうした取り組みにより地域内で木材が循環し、町内での地域材使用量が増えることで木質資源への注目が高まっています。

令和2年度から始まった誕生祝いの積み木の贈呈も定着しつつあり、子どもたちは木を使った様々なおもちゃで遊ぶようになっています。プラスチックよりも手ざわりがよく温かみのある木材の方が子どもたちには人気です。町内の保育所には木で作った大型の木製遊具が備え付けられ、園児たちが毎日遊んで、木を身近な素材として感じるようになっています。木工イベントも毎回、親子連れで賑わっています。

キノコなどの特用林産物について、特に原木シイタケは広葉樹林の整備が進み原木が継続的に確保出来るようになったことで生産量が増えています。町内産の鳥取茸王も高級食材として知名度が上がってきています。タケノコも竹林の整備が進んだことで、生産量が増加しています。さらなるタケノコ増産や品質向上のために竹林を精力的に整備する所有者や整備を委託されたタケノコ生産者も増え、春は賑やかな収穫風景が見られます。

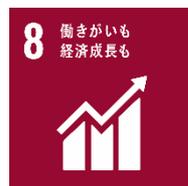
千代川流域に新しく出来た製材所へは八頭町のみならず千代川流域の山々から搬出された木材が毎日大量に運び込まれており、流通コストの削減に役立っています。流通コストが下がったことにより、山の所有者に還元できる金額も増え、森林所有者の整備に対する理解も高まるなど好循環につながっています。

3 もり 森林づくりを担う人を育てる

【概要】 林業就業者を支援します
町民の森林への関心を高めます

対応課題：④、⑨、⑩

SDGs
対応目標



【期待される未来の姿】

山ではUターンした若者がハーベスタを操り生き生きと働いています。最新式の高性能林業機械の新規導入により労働災害も減少しており、安心して働いています。森林組合事務所でも同じくIターンした若者が働いています。この若者たちはさらなるスキルアップのため町の補助制度を利用して近々、林業関係の研修や資格試験を受けにいきます。最近では林業体験ツアーを契機に町に移住した若者の就業もありました。今は町内の林業お試し住宅に住んでいます。

小学校では整備された学校林で、生徒たちが楽しく学んだり遊んだりしています。放課後や休みの日でも遊ぶ姿が見られ、学校林では飽き足らず家の山で遊ぶ生徒たちもいるほどです。また、森林環境教育も盛んになり、身近な樹木ならみんな名前を知っています。なかには、大人顔負けの森林の知識を持つ生徒もいるほどです。山遊びの好きな子は将来山に関わる仕事をするのが夢だと言います。こうした森林環境教育を企画する団体も町内にいくつかできており定期的にイベントを開催し、費用は町が補助しています。こうしたイベントには子どもだけでなく住民も参加することで、住民にも森林への親しみが増えています。こうした中で、森林を持つ住民は自分の山を手入れしたいという意欲も高まっています。

森の傍らにある県内外から多くの観光客が訪れる人気のカフェでは、スイーツの焼き上がりを待つ間、カフェから山に延びる遊歩道を思い思いに散策しています。遊歩道沿いには要所に案内看板が設置してあり、樹木の知識も学ぶことができます。遊歩道では四季の移り変わりを感じながら手軽に森林浴を楽しむことができ、長い待ち時間も気にならず気分もリフレッシュできるとSNSでも好評です。今後、遊歩道を延長し、ガイド付きの森林散策や簡単な森林整備作業を体験メニューとして取り入れた新しい観光プランも考えられており、さらなる観光客の増加が期待されます。

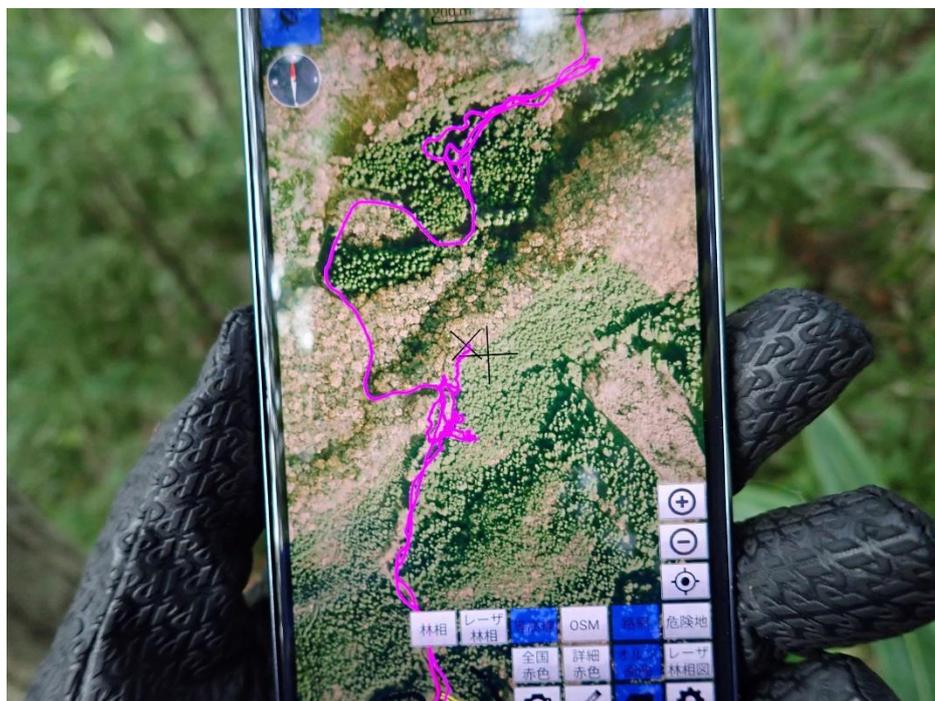
5 今後の取組み

本章では前章において示した基本方針の期待される未来の姿を現実化するための施策の基本的な考え方と具体的な取組み方針を示します。

また、本ビジョンの取組みの方針において特筆すべき点は以下のとおりで、これが本ビジョンの目玉となります。

本ビジョンにおける独自の取組み方針

- ☆レーザ航測データのフル活用
- ☆森林組合等による整備のより一層の推進
- ☆広葉樹・竹林の適切な管理



レーザ航測データを入れたGPS端末で移動したルートの軌跡を表示

施策別推進体制

施策項目	推進主体					重点事業
	町	森林組合	企業（生産者等）	森林所有者	町民	
I 森林を営む						
①民間主導の森林管理の普及・推進	○	○		○		★
②町による森林管理の推進	○	○		○		★
③主伐再造林の推進検討	○	○		○		
④森林情報の可視化と共有化	○	○		○		★
⑤低コストな森林整備の推進	○	○		○		★
⑥放置竹林の整備	○			○	○	★
⑦ゾーニングによる防災・減災	○	○				★
⑧鳥獣被害対策	○			○	○	★
II 森林の恵みを活かす						
①地域材の利用促進	○	○		○	○	★
②木育事業の推進	○				○	★
③特用生産物の生産拡大	○		○	○		★
④千代川流域でのサプライチェーンの構築	○	○				
III 森林づくりを担う人を育てる						
①林業就業者や林業技術者の育成等の推進	○	○				★
②若者やJUターン希望者等の林業への就業・定住の支援	○	○			○	★
③森林環境教育の推進と実施団体の育成・支援	○	○			○	
④住民・企業等と連携した森林整備	○	○	○		○	
⑤森林づくりに関するPR活動の推進	○	○	○		○	

※国や県とは全項目において、連携を図ることとします。

(1) 森林を営む

【基本的な考え方】

森林づくりにあたり、森林を表28の基準等により林業経営の適不適に区分し、それぞれに目標とする森林の将来像を定めます。

林業経営に適した人工林は、森林経営計画制度に基づき集積・集約化によるスケールメリットを活かした林業経営を行うこととし、高性能林業機械の導入支援やスマート林業の推進や路網整備を通して支援します。

林業経営に適さない人工林については、森林経営管理制度に基づき環境林として管理し、野生動植物のすみかとなるなど公益的機能の発揮が期待できる森林に誘導していきます(表28、表29、表30)。

表28 林業経営に適した森林と適さない森林の区分

※森林の区分は状況の変化に伴い随時更新します。

林業経営 に適した森林	<ul style="list-style-type: none"> ▶人工林もしくは有用広葉樹が存在 ▶傾斜が緩い(おおむね35度まで) ▶林道(作設予定も含む)等が近接 ▶木の成長が良い
林業経営 に適さない森林	<ul style="list-style-type: none"> ▶急傾斜地(35度以上) ▶住宅の背後地など、作業道作設が困難な場所 ▶0次谷、地すべり地など崩壊の危険性のある地形を含む ▶溪畔林など保全上重要な森林

表29 各主体の森林経営の役割分担と今後の方向性

		林業経営に適した 人工林	林業経営に適さない 人工林
取組 主体	町	△(所有者不明等)	○
	森林組合等	○	
経営の方向性		スギ・ヒノキを中心とした人工林として経営	環境林として針広混交林や広葉樹林に誘導

○：主体となって取組む

△：補助的に取込む

表 3 0 将来目指す森林の姿と施業方法

	林業経営に適した森林	林業経営に適さない森林
人工林 (スギ・ヒノキ)	所有者自らもしくは森林組合等へ委託し間伐と主伐のバランスを取りながら経営し、木材生産を行う。場所により長施業も実施する。	町が環境林として経営。管理コストの低い針広混交林や広葉樹林に誘導するための間伐や小面積皆伐を行う。
広葉樹林	シイタケ原木や薪炭等を生産するための施業を行う。小面積皆伐を実施し、萌芽更新を行い短伐期での収穫を繰り返す。	人の手は一切加えず、自然の力に任せる。
竹林	タケノコ生産林として間伐を続け、タケノコ等の竹資源の有効利用を図る。	皆伐して樹種転換を行う。

※本表はあくまで目安を示すものであり、実際は森林の状態や所有者の意向等に応じて柔軟な施業を実施します。

【具体的な取組み】

※各取組み内容の後に◎が付く項目は本ビジョンからの完全新規の取組み内容です。○は従来の取組みを発展させつつ、一部新規の取組みとなります。

①民間主導の森林管理の普及・推進○

林業に適した人工林については、所有者自身もしくは森林組合等への委託による民間主導の森林整備を推進します。

森林施業の集積・集約化を図るため、森林組合等に対し森林経営計画の策定に向け支援します。

コナラ・クヌギ等の資源利用可能な広葉樹林については原木シイタケ生産等の資源の有効利用につなげます。

②町による森林管理の推進◎

林業経営に適さず森林経営計画の策定が困難な人工林については、森林経営管理制度を運用して意向調査を実施し、町が主体となり経営管理を行います。

今後、こうした人工林は、「環境林」として公益的機能発揮を目指して、針広混交林や広葉樹林へと誘導します。

また、所有者不明森林についても、森林経営管理制度を利用し、適切な管理へとつなげます。

③主伐再造林の推進検討◎

齢級構成の均一化を目指すため、従来の間伐中心の施業に加え主伐再造林の取組みを検討します。特に、再造林に関わるコストや課題を検証します。

④森林情報の可視化と共有化◎

レーザ航測から町内全域の森林情報の解析を行い得られた微地形や樹種、樹高等の各種データを効率的な森林整備に活用します。

県や他課（地籍調査課など）、森林組合等とレーザ航測データを共有し、地籍調査の推進や施業の効率化を図ります。

また、平成31年4月から運用開始している林地台帳を適宜更新整理し、所有者情報の精度向上を行います。

森林情報の共有化の手段として、鳥取県森林クラウドシステムを活用し、他のGISも併用しながら、効率的な森林の管理に努めていきます。

⑤低コストな森林整備の推進○

森林組合等への高性能林業機械の導入を支援します。

加えて、ICTや無人航空機(ドローン)を活用したスマート林業を実践・支援します。

また、効率的な森林施業に不可欠な基幹となる林道整備を支援するため、森林組合等による林業専用道の計画的な整備に対し支援します。

⑥放置竹林の整備○

県の森林環境保全税や森林環境譲与税を活用し、竹林を整備するとともに竹資源の有効利用を図ります。

⑦ゾーニングによる防災・減災◎

研究機関等と協力し、地すべり地形などの危険箇所の把握に努めます。災害に強い林業経営に必要なゾーニングを行い、危険地形地図を作成します。

⑧鳥獣被害対策○

捕獲対策と侵入防止対策の両輪で推進します。捕獲対策については、県の第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理を継続します。

また、新植地等で侵入防止のための防護柵や単木保護の設置を支援するとともに、積雪に強い防護柵や単木保護の手法の開発や普及に、研究機関と協力して取組みます。

(2) 森林の恵みを活かす

【基本的な考え方】

地域材の利用促進により、町内の木材利用の拡大を図ります。加えて、素材としての木材の魅力を発信します。

また、単町では生産された木材の消費が困難なため、千代川流域林業成長産業化推進協議会の各関係団体等と連携を図りながら、地域経済の活性化や山元への利益還元のため流域内サプライチェーンの構築を目指します。

【具体的な取組み】

①地域材の利用促進◎

木材のトレーサビリティが可能な場合は、部材購入費の補助を行い、一般住宅への地域材の利用を促進します。

森林環境譲与税を活用し公共建築物や公共工事への地域材の活用を図ります。

また、未利用材の利用促進のため、町施設での木質バイオマス燃料の有効利用に関する取組みを推進します。

②木育事業の推進◎

木のぬくもりや魅力等を感じてもらうために、誕生祝い品として木のおもちゃを町内で育つ乳児等に贈呈します。

また、木工教室の開催や積木等の木のおもちゃを子育て施設等に整備することにより木材の魅力等を発信します。

③特用林産物の生産拡大○

キノコ類を中心とする特用林産物の生産を支援します。特に原木シイタケの鳥取茸王、とっとり 115 などの高収益品種の普及拡大を支援します。

また、シイタケ原木が不足しているため、生産者の原木の確保を支援します。

さらに、適切な竹林整備の推進により、タケノコの増産を図ります。

④千代川流域でのサプライチェーンの構築○

流通コスト削減や付加価値の向上により山元へ利益還元するため、千代川流域林業成長産業化協議会の一員として、流域内における地域材の域内加工・流通システムの構築を目指します。

(3) 森林づくりを担う人を育てる

【基本的な考え方】

林業就業者への支援や林業技術者の育成を行いつつ、新規就業者確保の取組みを支援します。

加えて、将来を担う子ども達をはじめ町民の方々に森林の持つ魅力や林業の現状等を伝え、豊かな森林を次世代に引き継ぐ意識を高めます。

【具体的な取組み】

①林業就業者や林業技術者の育成等の推進○

林業の現場技術者の育成・支援のみならず、森林施業プランナーやフォレスター（森林総合監理士）などの森林経営の中核を担う高度な知識や技能を持つ森林技術者の育成等を支援します。

②若者や IJU ターン希望者等の林業への就業・定住の支援◎

就職説明会や林業体験モニターツアー等を実施し、森林や林業の魅力等を発信します。また、林業就業を希望する方を呼び込むと同時に受入体制を整備し、新規就業者の確保を目指します。

③森林環境教育の推進と実施団体の育成・支援◎

小学校（みどりの少年団）や中学校等で森林環境教育を推進し、森林・林業への魅力等を伝えます。

また、森林環境教育を行う団体の育成や支援を行います。

④住民・企業等と連携した森林整備◎

町民と都会の方々・企業等との地域交流を含めた、協働による森林づくりを実施します。

⑤森林づくりに関する PR 活動の推進◎

森林散策や森づくり体験教室等のイベントや情報発信により、森林の持つ魅力や役割、林業の必要性についての普及を推進します。

【用語集】

0次谷（ゼロジダニ）

谷の起点となる場所で、湧水点の上流に位置する。凹地となっており崩れやすい地形。

G I S（ジーアイエス）

Geographic Information System（地理情報システム）の略。地図を各種情報とともに視覚的に表示できるソフトで、無料で利用できるものもある。身近なものではカーナビゲーションやスマートフォンの地図アプリなどがある。

G N S S（ジイエヌエスエス）

Global Navigation Satellite System（全地球測位衛星システム）の略。複数の人工衛星からの電波を受信・解析することで地上での現在位置を計測するシステムの総称。アメリカ合衆国のGPS、ロシアのGLONASS（グロナス）、EUのGalileo（ガリレオ）、日本の「みちびき」などが知られている。

G P S（ジーピーエス）

Global Positioning System（全地球測位システム）の略。ただし、GPSはアメリカ合衆国の開発したシステムのみを指し、近年は各国で開発されたシステムが運用されていることから、これらを総称したGNSSの呼称が一般的になっている。

I C T（アイシーティー）

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。具体的にはwebGIS（森林クラウド）やGPS（GNSS）機器やレーザ航測、ドローン撮影などの先端デジタル技術のことを指す。

S D G s（エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものである。

意向調査（いこうちょうさ）

森林経営管理制度（→P39）で市町村が森林所有者に対して森林の所有の有無、森林整備の有無、今後の森林整備の予定や今後の考え方を聞き取る調査。意向調査により市町村への委託を希望した場合は市町村が森林を管理することになる。

皆伐（かいばつ）

主伐（→P39）の方法の一つで、森林の一定区域の全てあるいは大部分の林木を一時に伐採し、収穫する方法。

官行造林（かんこうぞうりん）

民有地に国が植林し管理経営する森林。伐採時の収益は契約に定めた割合で、国と土地所有者で分収する。

間伐（かんばつ）

成長に伴い込みすぎた森林内の立木の一部を、残存木を育てるため抜き伐りする作業。間伐木は収穫されることもあれば、切り捨てられる（切り捨て間伐→次項目）こともある。

切り捨て間伐（きりすてかんばつ）

間伐の一種で、切り倒した間伐材を利用せず林内に置く間伐。存置(型)間伐とも言う。

クラウド（くらうど）

インターネット回線を通じデータを共有しサービスを提供するシステムのこと。

溪畔林（けいはんりん）

溪流沿いに生育する森林のこと。独自の植物相が見られるため、生物多様性が高く保全上重要な森林となっている。

公益的機能（こうえきてききのう）

森林の持つ、水源かん養・土砂災害防止・自然環境の保全・地球温暖化の防止等の働き。

更新（こうしん）

森林の伐採後に新しい樹木を育成させること。人工更新と天然更新に分けられる。人工更新は再造林と同義で人工的に植栽すること。天然更新は主に自然の力によるが、後継樹の適切な成長のために補助作業を行う場合もある。

高性能林業機械（こうせいのおりんぎょうきかい）

従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械（ハーベスタ、プロセッサ等）。

合板（ごうはん）

木材を薄い板に削り、板を多層に接着して得られる材料のこと。節や曲がりのある樹木も利用可能で木質資源の有効利用につながる。

国有林（こくゆうりん）

国が所有・管理する森林。主として林野庁が管轄する。

財産区（ざいさんく）

地方自治法に規定されており、市町村内にある財産や公の施設の管理・処分をするために設置された特別地方公共団体の一つ。

再造林（さいぞうりん）

人工林の伐採跡地に人工的に植林を行うこと。

作業道（さぎょうどう）

林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道。

サプライチェーン

木材の生産から加工、販売までの一連の流れのこと。

市町村森林整備計画（しちょうそんしんりんせいびけいかく）

地域森林計画の対象となる民有林の所在する市町村が、10年を1期とし5年ごとに作成する計画。本町でも八頭町森林整備計画を作成している。

集約化（しゅうやくか）

複数の個人の山を集め、ある程度の面積のまとまりを持ち一体的に施業をおこなうこと。集約化により効率的な森林整備が可能になる。

私有林（しゆうりん）

個人や企業等が所有する森林。

主伐（しゅばつ）

木材を収穫するための伐採で、その後の更新を伴うものを指す。主伐の方法には皆伐（→P37）と択伐がある。なお、択伐とは伐採区域内の樹木を一定の割合で伐採することである。

針広混交林（しんこうこんこうりん）

針葉樹（スギ・ヒノキ等）と広葉樹が入り混じって生育する森林。針葉樹の単相林である人工林より森林管理のコストの低減が期待できる。

人工林（じんこうりん）

人為的な方法（苗木の植栽、播種等）によりつくられた森林。

森林環境税（しんりんかんきょうぜい）

令和6年度から国税として1人年額1,000円が賦課徴収される。徴収された税は森林環境譲与税として市町村や都道府県に配分される。

森林環境譲与税（しんりんかんきょうじょうよぜい）

「森林経営管理制度」の導入に合わせて平成31(2019)年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与される。

なお、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされており、都道府県においては、「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされている。

森林環境保全税（しんりんかんきょうほぜんぜい）

鳥取県が導入している単独税。1人年額500円を付加している。用途としては、搬出間伐への上乗せや竹林整備、森林環境教育などへの補助に利用されている。

森林組合（しんりんくみあい）

森林所有者が出資して設立した協同組合。森林所有者の森林経営のために、経営指導、施業の受託、共同購入、林産物の加工・販売などを行っている。

森林経営管理制度（しんりんけいえいかんりせいど）（新たな森林管理システム）

所有者自らが経営管理を適切に実施できない森林を、市町村が森林所有者の意向を踏まえ、林業経営が可能な森林の場合は意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化し、林業経営が難しい場合は、市町村が経営管理を行う制度。

森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）

森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画。

森林施業プランナー（しんりんせぎょうぷらんなー）

森林の現況に応じて森林施業の方針や作業道等の設置計画、施業の収支を示した施業提案書を作り、それを森林所有者に示して合意形成を図る技術者。

水源かん養機能（すいげんかんようきのう）

森林の公益的機能（→P37）の一つで土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。

スマート林業（すまーとりんぎょう）

レーザ航測や森林クラウドシステムなどICTなどの先端技術を活用し、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産等を行うこと。

素材生産（そざいせいさん）

樹木を伐採し、用途に合った原木（丸太）を生産すること。

ゾーニング（ぞーにんぐ）

区域分けのこと。

単木保護（たんぼくほご）

植栽木を獣害から守るための手法の一つ。1本1本個別にネット等を設置するもの。

地籍調査（ちせきちょうさ）

市町村が主体となって一区画（一筆）ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し土地の位置と境界線を測量する事業。現在利用されている公図は明治時代に作成されたもので現実と合わないことが多く、特に山林では公図の精度が低いため森林整備の推進に支障を生じており地籍調査の推進が急務となっている。

チップ（ちっぷ）

生産された間伐材等のうち欠点が多く用材として利用できない原木や、製材端材、建築廃材をチップパー（切削破砕機）で切削または破砕して生産する木質原料のこと。パルプ製造の原料やバイオマス発電・ボイラーの燃料として利用される。

天然林（てんねんりん）

主として自然の力によって成り立っている森林。

特用林産物（とくようりんさんぶつ）

林野から産出される木材以外の産物。ウルシ、キノコ等。

鳥取茸王（とっとりたけおう）

鳥取市にある日本きのこセンターが開発した種菌「菌興115号」を使い、原木栽培されたシイタケ中から、規格を満たした生シイタケが「とっとり115」として認定され、その中でもより厳しい規格を満たしたものがさらに「鳥取茸王」としてブランド化され、高値で販売されている。

トレーサビリティ（とれーさびりてい）

木材製品の生産・加工・流通のすべての工程を追跡可能なこと。

ドローン（どろん）

無人航空機（UAV、Unmanned Aerial Vehicle）の通称。

ナラ枯れ（ならがれ）

カシノナガキクイムシという甲虫が媒介するナラ菌（*Raffaelea quercivora*）により、ブナ科樹木（特にミズナラやコナラが多い）が集団で枯損する伝染病のこと。紅葉が始まる前の夏に枯損により葉が赤茶色に変色する。

バイオマス燃料（ばいおますねんりょう）

動植物が持つエネルギーを利用した燃料のこと。木材の他にナタネや大豆等の農作物、家庭ごみ、建築廃材や古紙等がある。

萌芽更新（ほうがこうしん）

天然更新（→P37）の手法の一つ。伐採後の切り株から発生した新芽（萌芽）を仕立て更新する手法。主にクヌギ・コナラ林の更新で用いられる。

伐期（ばっき）

材木として利用可能となった時期。

フォレスター（森林総合監理士）（ふおれすたー（しんりんそうごうかんりし））

森林・林業に関する専門的な経験、幅広い専門知識・技術等を持った者。ドイツなどの国家資格であるフォレスターが有名であるが、日本でいえば、主には森

林総合監理士のことを指し、森林総合監理士は林業普及指導員の地域森林総合監理区分の試験に合格した者である。

不在村森林所有者（ふざいそんしんりんしょゆうしゃ）

所有する森林の所在地とは別の市町村に住んでいる個人または法人。

保安林（ほあんりん）

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

防護柵（ぼうごさく）

植栽木を獣害から守るための手法の一つ。一定の区域をネット等で囲うもの。

松くい虫（まつくいむし）

マツノマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウという線虫が樹木の体内で爆発的に増殖し水分の通導を阻害することで、マツ類を枯損させる伝染病。

緑の募金（みどりのぼきん）

国土緑化を図るため、春と秋に募金を呼び掛けるもの。集められた募金は森づくりや緑化を行う団体への助成に利用される。

民有林（みんゆうりん）

森林法では国有林以外の森林を規定している。個人、会社、社寺等が所有する「私有林」（→P38）と、都道府県、市町村等が所有する「公有林」の別がある。

木毛（もくもう）

果物や陶磁器の梱包材として利用される木製品。木材を糸状に削り製造する。

林業専用道（りんぎょうせんようどう）

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道。10t 積程度のトラック等の輸送能力に応じた規格・構造を有するものをいう。

林地台帳（りんちだいちょう）

平成 28 年の森林法の改正において創設された、市町村が森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する制度。

林道（りんどう）

森林の整備や木材を主とする林産物の搬出等を目的として森林内に作られた道路の総称。

レーザ航測（れーざこうそく）

航空機に搭載したレーザ測距装置から照射したレーザ光を地上に照射し、跳ね返ったパルス（光波）を解析することで、詳細な地形のみならず立木1本1本の位置や樹高が把握できる。

齢級（れいきゅう）

森林の年齢（「林齢」という）の表し方の一つ。1～5年生までを1齢級、6～10年生までを2齢級、以下同様に5年生ごとのまとまりを単位とする。

路網（ろもう）

森林内にある公道、林道、作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。

八頭町林業ビジョン策定委員会委員名簿
(令和2年度時点)

No	氏名	所属	備考
1	中本 貴美	林野庁 近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署 署長	～R2年3月末 大賀 雅司
2	島崎 俊宏	鳥取県東部農林事務所 八頭事務所 所長	～R2年3月末 熊谷 均
3	芳賀 大地	鳥取大学農学部 助教	委員長
4	前田 幸己	八頭中央森林組合 代表理事組合長	副委員長
5	林 正晴	八頭町林業研究会 会長	
6	藤原 眞澄	鳥取県山林樹苗協同組合 理事長	
7	垣田 修	森林所有者	
8	永田 裕文	森林所有者	
9	遠藤 禮子	八頭町女性連絡協議会	
10	岩見 一郎	八頭町 副町長	

八頭町役場産業観光課

〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家493

電 話 0858-76-0208

FAX 0858-76-0217